第178回宮城県都市計画審議会議事録

日　時：平成27年8月28日（金）
　　午後1時30分から午後3時45分まで
場　所：県庁行政庁舎4階　特別会議室

○次第

1　開　　会

2　報　　告
　第177回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3　議案審議（4件）
　議案第2321号　栗原都市計画道路の変更について
　議案第2322号　志津川都市計画道路の変更について
　議案第2323号　仙塩広域都市計画下水道の変更について
　議案第2324号　志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の
　　事業計画変更に対する意見書について

4　そ の 他

5　閉　　会

○出席委員

阿留多伎　眞人	尚絅学院大学環境構想学科教授
伊　藤　直　司	公益財団法人宮城県スポーツ振興財団理事長
内　田　美　穂	東北工業大学環境エネルギー学科准教授
小野田　　泰明	東北大学大学院情報科学研究科教授
髙　橋　克　子	宮城県医師会常任理事
森　杉　壽　芳	日本大学総合科学研究所教授
豊　田　育　郎	農林水産省東北農政局長（代理）
永　松　健　次	国土交通省東北運輸局長（代理）
川　瀧　弘　之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
中　尾　克　彦	宮城県警察本部長（代理）
奥　山　恵美子	宮城県市長会会長（代理）
村　上　英　人	宮城県町村会会長
内　海　　太	宮城県議会議員
佐々木　征　治	宮城県議会議員
村　上　智　行	宮城県議会議員
秋　山　　昇	宮城県町村議会議長会会長

（以上 16 名，敬称略）

○審議結果

・議案第 2321 号（栗原都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

・議案第 2322 号（志津川都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

・議案第 2323 号（仙塩広域都市計画下水道の変更について）

【議決】原案を承認する。

・議案第 2324 号（志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について）

【議決】意見書に係る意見を採択すべきでない。

○議事

平成 27 年８月 28 日（金）午後１時 30 分　開会

１　開　会

○事務局（大内総括）　それでは，定刻となりましたので，ただいまから第 178 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（１）会議の成立

○事務局（大内総括）　議事に入ります前に，４名の委員の委嘱替えがございましたので御紹介を申し上げます。国土交通省東北地方整備局長の川瀧弘之委員でございます。本日は代理といたしまして，仙台河川国道事務所副所長の田口和弘様に御出席をいただいております。次に，宮城県県警察本部長の中尾克彦委員でございます。本日は代理といたしまして，交通部交通規制課長の高橋克彦様に御出席をいただいております。続きまして，宮城県町村会会長の村上英人委員でございます。最後に，宮城県町村議会議長会会長の秋山昇委員でございます。

本日の会議の定足数でございますが，現時点におきまして代理出席の方を含めまして 15 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので，都市計画審議会条例第５条第２項の規定に基づきまして会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお，小野田委員におかれましては御都合によりまして若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

傍聴される皆様にお願いをいたします。会議の傍聴に当たりましてはお手元に注意事項をお配りをしておりますので遵守いただきますようお願いを申し上げます。また，委員の皆様におかれましては，御発言の際はマイクをお渡しいたしますので挙手をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして，本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には，事前に議案書，議案書別冊の二つの冊子をお渡ししております。また，机上に参考資料，参考資料別冊，委員名簿，座席図を配付いたしております。

議案書及び参考資料は，議案第 2321 号「栗原都市計画道路の変更について」から議案第 2323 号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」までを記載しております。「議案書別冊」及び「参考資料別冊」は，議案第 2324 号「志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」を記載しております。なお，「参考資料別冊」につきましては，個人を特定できる情報が含まれておりますので，委員の皆様におかれてましては，取扱いに御注意を願います。資料につきまして不足はございませんでしょうか。

［「なし」と発言する者あり］

○事務局（大内総括）　それでは審議をお願いいたしますが，会議の議長は，都市計画審議会条例第５条第１項の規定に基づきまして，会長が行うことになっておりますので，森杉会長よろしくお願いいたします。

（２）議事録署名人の指名

○森杉議長　それでは，ただいまから会議を開きます。最初に本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。本日は伊藤直司委員と内海太委員にお願いいたします。それでは，第 177 回の審議会における議案の処理状況について，事務局から報告をお願いいたします。

２　前回議案の処理報告

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。それでは，前回の議案の処理結果につきまして御説明申し上げます。お手元の議案書の３ページを御覧いただきたいと思います。前回御審議いただきました議案でございます。

第 2319 号の「仙塩広域都市計画事業花渕浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきましては，６月 12 日付けで，知事から意見書提出者に対し，意見書が採択されなかった旨を通知し，６月 19 日付けで知事が事業計画を認可しております。次に第 2320 号の「仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきましては，６月 15 日付けで，付議者である仙台市長から意見書提出者に対し，意見書が採択されなかった旨を通知し，７月 14 日付けで国が事業計画を認可してございます。

なお，名取市閖上地区土地区画整理事業への，平成 25 年 11 月の建議・附帯意見に対する取組につきまして，前回の審議会で報告させていただきましたが，審議会として名取市に対しコメントを出してはどうかとの御意見をいただいたところでございました。このことから，６月 30 日に名取市の副市長に対し当審議会からの意見書を手渡してございます。その内容につきましては，一枚めくっていただきまして議案書の４ページ，５ページの方に載せてございますが，閖上地区まちづくり協議会の設立等により，住民の意向を事業計画に反映させている点を評価する一方，今後の住まいの意向について市が確認できていない，また，希望が叶わないという住民もまだ多くいることから，今後とも民意調達をしっかりと行い被災住民の意向に沿った再建がかなうよう，可能な限り努力することが重要であるというような内容となってございます。前回議案の処理報告につきましては，以上でございます。

○森杉議長　はい。ありがとうございました。以上の報告につきまして，御質問ございましたらどうぞ。

［「なし」と発言する者あり］

○森杉議長　よろしいですか。

［「はい」と発言する者あり］

○森杉議長　それでは，以上で第 177 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

（この頃，小野田委員来庁）

３　議案審議

議案第 2321 号　栗原都市計画道路の変更について

○森杉議長　議案審議に入ります。本日の審議件数は，議案第 2321 から 2324 の４件です。それでは，「栗原都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容について御説明をいただきます。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。それでは，議案第 2321 号「栗原都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。議案書７ページをお開き願います。こちらは栗原都市計画道路の変更の計画書になります。今回の変更は，都市計画道路３・３・１号国道幹線となります。ゴシック体・太字で強調している箇所が変更点となります。変更内容は，本路線に終点位置で交差する栗原市が決定権者の都市計画道路３・４・15 号駅前大通線の交差位置が変更となることから，交差点として必要な区域の変更を行うものであります。

議案書の８ページをお開き願います。こちらには，栗原都市計画区域のうち旧築館町の都市計画図となってございます。図面は上が北となってございまして，図面下段中央付近から北に向かって市街地を通り北東の方向へと延びていく緑のラインが国道４号となってございます。この国道４号に図面中央付近で直交し緑のラインで東西に延びているのが，国道 398 号です。下段中央付近で国道４号とＴ字で交差し，緑のラインで北東に延びているのが，主要地方道の築館登米線になります。また，図面下段左側から上段右側の方へ緑のライン，これが東北縦貫自動車道となっております。今回変更する都市計画道路３・３・１号国道幹線は，下段中央の築館インターチェンジ付近から，北に向かうピンクのラインで示してございまして，右側の旗揚げで示すとおり，図面下段中央の築館インターチェンジ付近の栗原市築館字照越八ツ沢を起点として，上段中央で国道４号交差点の栗原市築館字城生野入の沢を終点とする路線でございまして，右側のピンク色で着色した旗揚げに示すとおり，代表幅員 25 ｍ，延長 7,210 ｍ，４車線の都市計画道路であります。なお，このうち下段の緑のラインで示しております，主要地方道築館登米線の交差点から，終点までが国道４号の築館バイパスとなってございます。３・３・１号国道幹線は，国道４号の一部と国道４号築館バイパスを昭和 56 年８月に栗原市都市計画道路として都市計画決定した路線でございまして，平成 23 年の 11 月に幅員の一部変更と終点位置の変更を行って現在の計画となっております。右側の旗揚げに示しておりますとおり，起点から築館市街地を抜けて，緑のラインで示しています，国道 398 号交差点までの 4,940 ｍの区間につきましては幅員 25 ｍ，ここ

から終点までの 2,270 ｍの区間につきましては幅員 23 ｍとなってございます。なお，都市計画道路では，複数の幅員がある場合には最も延長の長い区間の幅員を代表幅員として標記することになっておりますので，ピンクで旗揚げしているところの幅員や参考資料中の幅員はＷ＝ 25 ｍと標記させていただいております。今回の変更箇所は，図面中央下付近に青色の破線で囲っている部分，栗原市決定の３・４・15 号駅前大通線との交差点部となります。図面の右下の凡例にあるとおり，ピンクは既決定の区域，赤は今回変更により追加する区域，黄色は今回変更により廃止する区域となります。

参考資料の１ページをお開き願います。これは，今回の変更部分を拡大した変更計画図になります。図面上が北となり，図面の下の方から北東方向にピンク色で塗りつぶされている路線が３・３・１号国道幹線で，図面中央付近でＴ字に交差し，破線で示している北に延びる路線が，栗原市が決定権者となっている都市計画道路３・４・15 号駅前大通線であります。着色は，右下の凡例にあるとおり，３・３・１号国道幹線につきましては，ピンク色の塗りつぶしは既決定の区域，赤の塗りつぶしは今回変更により追加する区域，黄色の塗りつぶしは今回変更により廃止する区域となります。また，栗原市決定の３・４・15 号駅前大通線の区域につきましては，ピンクの破線は既決定の区域，赤の破線は今回変更により追加する区域，黄色の破線は今回変更により廃止する区域を示してございます。今回の変更は３・３・１号国道幹線と３・４・15 号駅前大通線の交差点において，安全性の向上等のため，当該交差点の交差角がほぼ直角になるように交差点位置を国道幹線の終点側へ約 30 ｍ変更することに伴いまして，３・３・１号国道幹線と３・４・15 号駅前大通線の区域の一部を変更するものであります。なお，栗原市決定となる駅前大通線の変更につきましては，８月 20 日の栗原市都市計画審議会において原案のとおり了承されてございます。

議案書の８ページを御覧いただきたいと思います。併せて，参考資料の２ページを御覧ください。参考資料２ページは，その標準横断図となります。上段が議案書８ページの右側の旗揚げでＷ＝ 25 ｍと示している区間の標準的な幅員構成となります。幅員構成は，３ｍの自転車歩行者道及び 1.5 ｍの路肩を両側に設け，3.5 ｍの車線が４車線，中央帯を２ｍの合計 25 ｍの幅員となります。下段は，議案書８ページの旗揚げでＷ＝ 23 ｍと示している区間の幅員構成となります。幅員 23 ｍの幅員構成のうち，路肩を 0.75 ｍ，中央帯を 1.75 ｍとした合計 23.25 ｍの幅員となります。

参考資料の３ページをお開き願います。これは３・３・１号国道幹線と３・４・15 号駅前大通線の交差点の拡大計画図になります。図面上が北となっております。ピンク色で塗りつぶされた区域が３・３・１号国道幹線となり，破線で示しているのが３・４・15 号駅前大通線の区域となります。着色は，右下の凡例のとおり３・３・１号国道幹線は，ピンクの塗りつぶしは既決定の区域，赤の塗りつぶしは今回変更により追加する区域，黄色の塗りつぶしは今回変更により廃止する区域となり，３・４・15 号駅前大通線については，破線で示したとおりとなってございます。この交差点計画に基づき，東側は区域の一部を追加し，西側については区域の一部を廃止するものとなります。

以上で，議案第 2321 号に関する説明を終わります。なお，縦覧の結果，意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長　ありがとうございました。それでは，御審議をいただきたいと思います。御質問，御意見，よろしくお願いいたします。
　はい，どうぞ。

○佐々木委員　参考資料の１ページなんですが，赤の点線で分かるんですけど,現況地目は，これはあの宅地がまずないということと,今この段階で，この地目は何なんだろうと，田んぼか何かですかね，それが一点目です。それから二点目が，次のページに横断がございますけれども，この横断でいうと両サイドに法面ができるんですね。この法面については，都市計画決定からは除外した形になっているのかどうか，将来的にここはどういう土地利用なのかも含めて，ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。周辺の土地利用はですね，今委員から御指摘いただいたとおり，田んぼになってございます。また，あの都市計画決定につきましては，路面幅ということで都市計画決定させていただきますので，周辺の土地利用計画もまだ定まってございませんので,法面までについては都市計画決定の幅には含めてございません。

○佐々木委員　はい。了解しました。

○森杉議長　よろしいですか。

［「はい」の発言あり］

○森杉議長　それでは，お諮りいたします。議案第 2321 号につきまして，原案のとおり承認することについて御異議ございませんか。

［「異議なし」の声］

○森杉議長　はい，ありがとうございます。御異議ないという御発言がありましたので，本案件につきましては，原案の通り承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2321 号：原案のとおり承認する。（賛成 16 名，反対０名）

議案第 2322 号　志津川都市計画道路の変更について

○森杉議長　次に,「志津川都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案内容の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長）　それでは，議案第 2322 号「志津川都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。議案書の 10 ページをお開き願います。こちらは志津川都市計画道路の変更の計画書となってございます。今回の変更は，都市計画道路３・４・２号五日町御前下線と３・６・３号汐見田尻畑線の２路線の変更となります。ゴシック体・太字で強調している箇所が変更点となります。３・４・２号五日町御前下線は，３・６・２号五日町御前下線に名称を変更し，区域の一部を変更するものでございます。３・６・３号汐見田尻畑線は，区域の一部変更をするものでございます。変更内容は，隣接する河川災害復旧事業等との調整のため区域の一部を変更するものでございます。

議案書の 11 ページをお開き願います。こちらは，志津川都市計画区域の都市計画図となってございます。南三陸町志津川地区は，町の中心市街地に住宅をはじめ商業，水産業，公共施設等が集積してございましたが，東北地方太平洋沖地震の津波により甚大な被害を受け，地区内の住宅のほとんどが全壊の状況となった他，役場庁舎やＪＲ気仙沼線等，公共公益施設も壊滅的な被害を受けてございます。なお，南三陸町志津川地区の復興まちづくり計画の詳細につきましては，本日の議案第 2324 号「志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」において御説明することとしておりますので，本議案の説明につきましては，必要な箇所について御説明させていただきます。図面につきましては上が北となっております。図面の下の方が志津川湾となっており，志津川湾に３つの河川が注ぎ込んでおります。西側から水尻川，中央を南北に流れるのが八幡川，東側に南北に流れるのが新井田川となっております。道路につきましては，下段中央から北上して市街地を通り，北東方向に延びている緑のラインが国道 45 号で，中段の中央，水尻川北詰めから市街地の区間を都市計画道路３・４・１号水尻橋新井田線として都市計画決定をしてございます。図面下段中央 45 号と重複して，図面中央付近，八幡川の東の交差点で国道 45 号から北へ分岐し，ピンクと緑のラインで北西方向に延びているのが，国道 398 号で，ピンクの部分が都市計画道路３・６・２号五日町御前下線となっております。図面の中央左，八幡川の西側で，国道 45 号とＴ字で交差し，ピンクと緑のラインで，西の方向に延びているのが一般県道の志津川登米線となり，ピンクの部分が都市計画道路３・６・３号汐見田尻畑線となります。今回変更する路線は，この３・６・２号五日町御前下線と３・６・３号汐見田尻畑線となります。図面の右下の凡例にありますとおり，ピンク色は既決定の区域，赤色が今回変更により追加する区域，黄色が今回変更により廃止する区域を示してございます。

参考資料の４ページをお開き下さい。これは変更部分を示した計画図となってございます。図面の右下の凡例にありますとおり，ピンク色が既決定の区域，赤色が今回変更により追加する区域，黄色が今回変更により廃止する区域を表しております。図面上段３・６・２号五日町御前下線の変更につきまして御説明いたします。五日町御前下線は，上段の旗揚げに示しますとおり，図面の中央付近の国道 45 号との交差点，南三陸町志津川字五日町を起点としまして，市街地を北西に進み八幡川を渡河し，河川に沿うように終点南三陸町志津川字御前下に至る路線となっており，延長約 1,940 ｍ，代表幅員 11.5 ｍ，２車線の都市計画道路となります。標準幅員は，Ｗ＝ 16 ｍの区間が起点から約 400 ｍとなり，Ｗ＝ 11.5 ｍの区間が，終点までの約 1,540 ｍとなっております。

参考資料の５ページも併せて御覧いただきたいと思います。これは，南三陸町が作成しました志津川地区の土地利用計画イメージ図になります。図面の上が北となります。Ｗ＝ 16 ｍで旗揚げしている区間は，市街地となっていることから両側歩道として計画しており，Ｗ＝ 11.5 ｍで旗揚げしている区間は，その土地利用計画から沿道利用が少ないことから，西側のみに歩道を設けることとして計画してございます。

参考資料の６ページを御覧ください。上段左側が３・６・２号五日町御前下線のＷ＝ 11.5 ｍ区間の幅員構成となります。西側に 3.5 ｍの自転車歩行者道，これに接続する路肩が 0.75 ｍ，車線幅員３ｍの車線が２車線，右側の路肩 1.25 ｍ，合計 11.5 ｍとなっております。上段右側が，Ｗ＝ 16 ｍの幅員構成となります。幅員構成は 3.5 ｍの自転車歩行者道及び 1.5 ｍの路肩を両側に設け，3.0 ｍの車線が２車線として，合計 16 ｍとなります。

参考資料の４ページにお戻り願いたいと思います。３・６・２号五日町御前下線の変更箇所は，青色の破線で囲いました①と②の２箇所となります。①の箇所の変更につきましては，南三陸町震災復興祈念公園へ接続するため，新たに交差点と右折レーンを設置することに伴い，区域を追加するものでございます。図面中央部付近に緑の塗りつぶしがある部分が，南三陸町の震災復興祈念公園となります。この南三陸町震災復興祈念公園は，南三陸町が都市計画決定権者となり，平成 27 年８月 10 日の南三陸町都市計画審議会において，原案のとおり了承されてございます。町では，公園への接続として，当該公園の北側の茶色のラインを接続道として計画しております。当該公園から北東方向へ延びる既設の町道を活用し，この道路からくの字に新たに道路を設け３・６・２号五日町御前下線へ接続する計画となります。

参考資料の７ページを御覧いただきたいと思います。ここには，当該箇所の交差点計画図を示しております。右下の凡例のとおり，ピンクが既決定の区域となり，赤色が今回変更となる追加する区域となります。下側の着色のない町道が，南三陸町震災復興記念公園へ通じる道路となります。交差点計画図の左側Ｃ－Ｃ’断面，右側Ａ－Ａ’断面と，断面図を御覧ください。ここから外側は，交差点外の区間となり，幅員はこの区間の標準 11.5 ｍとなっております。Ｄ－Ｄ’，Ｅ－Ｅ’の断面を御覧ください。ここにつきましては，交差点部の右折レーンを設置することから，幅員を 13.5 ｍとしてございます。

参考資料４ページにお戻りいただきまして，青色の破線で囲みました②の箇所につきまして御説明したいと思います。参考資料の８ページをお開き願います。ページの左側に②の区域の平面図，右側に平面図のＡ－Ａ’の断面を示してございます。既決定では，緑の旗揚げのとおり，河川整備区間は上流側のカーブ付近まで計画されておりましたが，水色の旗揚げのとおり，河川の整備区間が河川災害復旧事業区間に変更されてございます。右側の断面図を御覧いただきます。上段，変更前は，河川の整備区間におきまして，護岸の嵩上げを行うこととしていたことから，計画の河川区域と連続するよう道路の区域を定めておりましたが，下段のとおり，下のとおりですね，下の計画の見直しに伴い，当該箇所では護岸の整備予定が無くなったことから，現行の河川区域と連続するよう道路の区域を変更するものでございます。

以上が３・６・２号五日町御前下線の変更の内容となります。

参考資料の４ページにお戻り願いたいと思います。次に，図面下段，３・６・３号汐見田尻畑線の変更につきまして御説明いたします。３・６・３号汐見田尻畑線は，八幡川の右岸の南三陸

町志津川字汐見町の国道 45 号を起点といたしまして，水尻川の北側を西へ向かい水尻川を渡河する保呂毛橋の手前の南三陸町志津川字田尻畑地内に至る路線となっており，延長約 1,270 m，代表幅員 11.5 m，２車線の都市計画道路となります。変更箇所は，青色の破線で囲った③と④の２箇所となります。

参考資料６ページ下の横断図を御覧ください。幅員構成は，北側に 3.5 mの自転車歩行者道，これに接続する路肩が 0.75 m，車線幅員３mの車線が２車線，左側の路肩として 1.25 mの合計 11.5 mとなっております。

参考資料の９ページを御覧願います。ここでは，③の箇所の拡大図を示しております。図面左下から斜め上の方に延びる着色のない道路が，国道 45 号となります。着色されている路線は，３・６・３号汐見田尻畑線です。右下の凡例のとおり，ピンクが既決定の区域，赤色が今回変更により追加する区域となります。国道 45 号の交差点から終点側へ 200 mの区間，Ｃ－Ｃ’断面までの曲線区間の拡幅を行うことに伴いまして，区域の一部を追加するものであります。Ｃ－Ｃ’断面から西側につきましては，先ほど御説明しました標準的な断面の幅員 11.5 mとなります。Ｂ－Ｂ’断面では，幅員 11.5 mから 12 mに変更となります。起点側，交差点付近のＡ－Ａ’断面では，右折レーンを設置する区間となりますので，幅員が 14.25 mに変更となります。

先ほど参考資料４ページで御説明しました，④の箇所につきまして御説明します。参考資料の 10 ページをお開き願います。左側に④の区域の平面図，右側には断面図を示しております。左側の平面図を御覧ください。既決定の河川災害復旧事業の区間は，緑色の旗揚げで示すとおり，保呂毛橋の下流側までででございましたが，変更後の河川災害復旧事業区間は，水色の旗揚げで示すとおり保呂毛橋上流側で擦りつける計画に変更されてございます。右側の断面図ですが，変更後の河川災害復旧事業では，下の断面図のとおり，護岸を嵩上げした上で，護岸の形式も２割の緩傾斜護岸となっております。このため，変更後の河川災害復旧事業の計画に基づき，区域を変更するものであります。

以上で，議案第 2322 号の計画案に関する説明を終わります。なお，縦覧の結果，意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長　はい。では，どんどん御審議をお願いしたいと思います。変更箇所としては小さいものなんですけど，後ほどまた議題にあがってきます，変更の対象になった背後地の土地利用の変更があった関係もありますので，それとも関連しても構いませんので御審議の程をよろしくお願いしたいと思います。

どうぞ。

○伊藤（直）委員　まあ確認ということなんでしょうけど，今あの話がございましたように，今回の変更箇所，これについては特段疑問は感じないのですが，一つですね，例えば４ページをお開き願いたいのですが，参考資料の４ページですね。ここのところの図面の真ん中に，南三陸町震災復興祈念公園というふうなものがあります。そして更にその上に，橙色で町道の新設というふうなもの，あるいは現況が町道になっているということがございますが，これらについての都市施設としての位置づけを今後どの様に考えていくのかというのを，ちょっと教えていただければ

なというふうに思いました。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。先ほどお話しさせていただいたとおり，復興祈念公園につきましては，南三陸町の方で都市公園として計画決定をされてございます。町道の方につきましてはですね，都市施設としての決定は，今，特にはされておりませんが，後に，区画整理事業のところで御説明させていただきたいと思っておりますが，ちょうど震災復興祈念公園がですね，当初，ここでいいますと 45 号の水尻川からですね，398 号までの間すべてを震災復興祈念公園にしたいということで，南三陸町の方で計画されておったんですが，協議の中で震災復興祈念公園の面積が 6.1haということで小さくなったものでして，今南三陸町ではその計画していた震災公園のエリアについてはですね，まだ計画を進めているという段階で，完全に土地利用の計画が定まってない状況になっておりますので，その辺につきましては，今後南三陸町さんの方でいろいろ検討されるものというふうに考えております。

○伊藤（直）委員　はい。わかりました。やはり都市施設としてそれぞれ決定した，それが全体的に整合をとれたようなネットワークを形作るような，そういう決定がなされているとすっきりするんではないかなというふうに思いましたので質問させていただきました。はい，わかりました。

○森杉議長　どうぞ。

それじゃあわたしのほうから一つ。伊藤さんのおっしゃたことと連動するんですけど，町道の方ですよね，県道の方は微少な変更ですから，しかも，都市計画決定されてますから，今回の関係でも議論するまでもないように承認だと思うのですけど，町道の方の，これは我々のマターじゃないのですけどね，まだ土地利用が決定されていないのに，とにかくこの辺にこう道路だけ作っておこうということでなっているのではないかなと思って危惧しているのですが，これはわたしの偏見かも分かりませんけれども，どういう土地利用であっても，当然これはこの道路は公園に行くのに要るということで作っておられるのかと思うんですが，その辺のところが少し気になるのですが。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。先ほどの伊藤委員の御質問と多分同じことかなと思うのですけれども，やはりあの公園の区域が縮小した後のですね，土地利用が見つからないということで，とりあえず震災復興祈念公園が動き出しますので，そこへの接続道路をまず定めると。で，その後にですね，現状の土地，例えばオレンジの黒字の前のところで上の方にのぼってる昔の旧道があるのですが，その道路をどうするとか，あとここに橋が架かってくるといった話がございますので，その道路計画等につきましては，今後町の方でですね，計画が進められていくものというふうに考えてございます。

○森杉議長　どうぞ。

○伊藤（直）委員　実はですね，既に既決定されている，このピンクの線，赤の線というのは，交

差点処理計画に基づいて決定されているわけですよね。それにここに新設道路としてくっついていくわけですから，どうもそこら辺の位置づけというのがちぐはぐかなというふうな思いがあったのですね。ですから，今後もしかして今の交差点形状が，どこか別に移ったら，また変更で今の計画を変えるという，皆さんに御審議いただくような，そういう形もでてくるのかなということで，ちょっとその辺が心配だったのですけれども。

○事務局（尾形都市計画課長）　あの南三陸町もですね。まず，交差点の位置関係について変更することはないということで，この取り付け道路については変更はしないというふうに聴いてございます。ただあの公園の近隣の道路計画がですね，まだ定まってないということで，交差点の変更について影響を与えるような変更は考えないというふうなことで伺ってございます。

○森杉議長　どうぞ。

○伊藤（直）委員　せっかくだからもう一点。９ページをちょっと，参考資料の９ページを御覧いただきたいなと思いました。それでですね，Ｂ－Ｂ’断面，これが変更して，その変更の断面，標準図にあるような形状になる，そして，Ａ－Ａ’断面も同じことなのですが，ここのところで，Ｃ－Ｃ’断面に行くと，例えば車道幅員が３ｍということでよろしいのですよね。ここのＢ－Ｂ’断面からＣ－Ｃ’断面で幅員構成というのは変わるのですか。もし変わるとするとその理屈というのはなんでしょうかということです。はい。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。ここは曲線道路になってまして，曲線の拡幅もですね，それぞれ足したということになってございます。標準断面として示してしまってますので，そういうふうな形になりますが，あの 3.25 という形とは違ってですね，25cmの拡幅という形で本当は標記すべきだったと思います。

○伊藤（直）委員　あの曲線部分なので拡幅の部分でシフトされるので，その部分の幅員を右側のＢ－Ｂ’断面，Ａ－Ａ’断面に表示したということですか。はい，わかりました。

○事務局（尾形都市計画課長）　そのとおりでございます。すみません。

○森杉議長　御意見ございませんか。よろしいですか。
　はい，どうぞ。

○阿留多伎委員　八幡川西側の土地利用の件なのですけれども，これから決めるというお話があったのですけれども，いつくらいという目標は決まっているのですか。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。あの震災復興祈念公園の面積の縮小が正式に決まってですね，公園区域が定まったのが今年，都決したのも先月ということになってございますので，それ

までには，南三陸町ではそこは公園として整備したいという考えをずっとお持ちでございました。ですので，今回面積が縮小になったことを受けて南三陸町としてはその土地利用についてですね検討を進めているというふうに伺ってございます。

○阿留多伎委員　目標期限とかそういものは全然まだないのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　確かに，今日の区画整理の方の話でも出てくるのですけれども，基本的には区画整理事業地のですね，町有地の方と公園区域から外れた方々との土地をですね，交換するというふうな話も町の方では考えておられまして，将来的にはここに町有地を集めていきたいというふうには伺ってございます。ただ，そこをどういうふうに使っていくのかという部分につきましては，まだちょっと検討させて欲しいということでですね，明確にいつまでどういうふうに定めるというふうにはまだ伺ってございません。

○森杉議長　御意見ございませんか。いろいろと問題点らしきものは確かにあるのですけれども，対象とする道路の変更そのものについては，皆さん御異議がないように思いますので，この段階で御異議がないようでしたらお諮りしたいと思いますが。よろしいですか。

［「はい」と発言する者あり］

○森杉議長　それでは第 2322 号，この議案について，原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声］

○森杉議長　ありがとうございました。御異議がないものと認め，本案件につきましては原案の通り承認することといたします。

【議決】議案第 2322 号：原案のとおり承認する。（賛成 16 名，反対０名）

議案第 2323 号　仙塩広域都市計画下水道の変更について

○森杉議長　次に，「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします。事務局の方から議案の内容についての御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（橋本下水道課長）　はい。それでは議案第 2323 号「仙塩広域都市計画下水道の変更」につきまして御説明いたします。議案書の 13 ページをお開き下さい。今回の変更は仙塩広域都市計画仙塩流域下水道「４その他の施設」のうち仙塩中央処理場の面積を 208,890 ㎡から 205,800 ㎡へ縮小変更するものであります。これは，多賀城市における震災後の雨水全体計画の見直

しにより，大代東ポンプ場の施設規模及び位置を変更する必要が生じたことに伴い，仙塩中央処理場の一部をポンプ場用地として利用するため，処理場区域の一部を廃止することによるものです。

議案書 14 ページをお開き下さい。仙塩中央処理場は図面中央アルファベット大文字のＴ，２箇所で示された場所に位置しております。

参考資料 11 ページをお開き下さい。図中中央部，黄色で着色した箇所が今回区域を廃止する箇所であります。なお，大代東ポンプ場の設置に伴う一部区域の廃止により，仙塩中央処理場の事業用地が減少いたしますが，当該地に下水道施設の施設整備計画はなく，事業への影響はございません。

以上で議案第 2323 号に関する説明を終わります。なお，縦覧の結果，意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○森杉議長　はい。ありがとうございました。ちょっと確認したいのですけど，もう一度ちょっとどことどこをどういうふうに変えるのかということを，ひと言もう一回お願いします。

○事務局（橋本下水道課長）　はい。参考資料の 11 ページをもう一度御覧いただきたいと思います。こちら図面中央にグレーで着色した部分が２箇所ございまして，これ両方とも仙塩中央処理場の敷地になってございます。グレーの右側の部分の左上の肩の部分が黄色く長方形で着色されておりますけれども，こちらが今回事業用地を廃止する箇所になってございまして，面積は 3,090 ㎡となってございます。

○森杉議長　それだけですか。追加とかないのですね。

○事務局（橋本下水道課長）　はい。

○森杉議長　わかりました。失礼しました。僕の方がちょっと分かっていなかった。

それでは御審議のほどよろしくお願いします。

○森杉議長　よろしいですか。

どうぞ。

○伊藤（直）委員　今，黄色の部分，この部分は控除しますね。そしてこの図面，参考資料の 11 ページを見ていました。で，一番上の多賀城緑地の一番角のところにブルーで囲まれた部分，これが大代東ポンプ場となっていますね。既設として。この既設を，黄色と既設の関係というのはどうなるのでしょうか。

○事務局（橋本下水道課長）　はい。御指摘のとおり，図中中央部の青囲いの部分が，大代東ポンプ場の敷地でございます。しかしながら，施設はまだ建設されておりませんので，今回拡張する

新しい大代東ポンプ場として，仙塩処理場の区域を廃止した部分に改めて新設するものでございます。

○伊藤（直）委員　はい。よく分かりました。そうしますと，ここの多賀城緑地については都市計画上の変更は伴わないという認識でよろしいのですか。

○事務局（橋本下水道課長）　そのとおりでございます。

○森杉議長　今のところはここの議論の対象外ですよ。こういうことですね。

○事務局（橋本下水道課長）　はい。

○森杉議長　よろしいですか。

［「よし」と発言する者あり］

○森杉議長　それではお諮りいたします。第 2323 号につきまして，原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声］

○森杉議長　ありがとうございました。御異議ないものと認め，本案件につきましては原案の通り承認することと決定します。

【議決】議案第 2323 号：原案のとおり承認する。（賛成 16 名，反対０名）

議案第 2324 号　志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について

○森杉議長　次に，最後の案件です。議案 2324 号の審議を行います。「志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」という議案です。本議案は，土地区画整理法の規定により宮城県知事から付議されたものです。議案説明は，事業の概要と意見書の要旨の二部に分け，それぞれについて質疑を行った後，この意見を採択すべきか，それとも採択すべきでないかについて議決を行うことになります。

それでは，まず事業の概要について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい。それでは，議案第 2324 号「志津川都市計画事業志津川地

区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきまして御説明いたします。この議案につきましては，南三陸町が施行する志津川地区の被災市街地復興土地区画整理事業の変更案に対し，意見書が提出されましたので審議を求めるものでございます。本審議会におきましては，提出された意見書そのものについて，意見を採択すべきか，採択すべきでないかを審議していただき，「採択する」となった場合は，土地区画整理事業の施行者に対し，事業計画の修正を求めることとなります。一方，「採択しない」とした場合は，知事はその旨を提出者へ通知するとともに，事業計画を認可することとなります。

それでは，議案の内容について御説明いたします。「議案書（別冊）」と本日配布しております資料２の「参考資料（別冊）」をもって御説明いたします。これからの説明の中では，「議案書」という場合は，こちらの「議案書（別冊）」を，「参考資料」という場合はこちらの資料２「参考資料（別冊）」を御覧いただきたいと思います。

それでは，議案書の表紙を開いていただきまして，１ページの目次を御覧いただきたいと思います。この資料の構成ですが，２ページから 22 ページまでが，今回の議案に係る事業計画書とそれに付随する法定図書になります。この事業計画書を縦覧したところ，今回審議する意見書が提出されたものでございます。23 ページに意見書の提出状況を説明したもの，24 ページに意見書のコピー，25 ページには皆様が御審議しやすいように，事務局の方で意見書の要点を整理したものを掲載してございます。

それでは，事業計画の概要について御説明して参りたいと思います。まず，議案書の 16 ページの図をお開き願います。志津川地区の位置図になります。志津川地区は，南三陸町の中心市街地を形成している地区でありまして，今回の土地区画整理事業の施行区域は，赤線で囲んだ部分になります。事業の施行者は南三陸町，地区面積は 60.04ha，施行期間は平成 25 年度から平成 30 年度となっております。当初計画の認可は平成 25 年 10 月にあり，現在，１回目の事業計画変更認可の手続きを行っているところでありますが，今回の意見書はこの第１回の変更計画に対してのものになります。

次に，議案書の４ページと，参考資料の１ページをお開き願いたいと思います。施行地区内の土地の状況ですが，志津川地区全体の復興のまちづくりと併せて御説明して参りたいと思います。参考資料の方でございますけれども，左上の方から志津川湾に向かって流れる八幡川がございます。震災前の志津川地区は，この八幡川を中心に市街地が形成されておりました。八幡川の西側にはＪＲ志津川駅があり，駅の東側には町役場や公立志津川病院などの公共施設が配置されてございました。八幡川の東側では東西に走る国道 45 号と南北に走る国道 398 号沿いに商店が並んでおり，また志津川漁港の背後には，水産関連の事業所が立地してございました。しかし，東日本大震災の津波被害により，ほとんどの建物が全壊・流出するとともに，ＪＲや道路網等の都市基盤も破壊されてしまいました。現在の交通状況は，ＪＲについてはＢＲＴによる代替輸送，道路につきましては幹線道路を応急復旧し，交通を確保しているところでございます。

次に，議案書の６ページをお開き願います。設計の方針になります。これも志津川地区全体の復興計画と併せて説明して参ります。参考資料で，八幡川を中心とした黒の線に囲まれた地域になります。町では，津波被害の大きかった志津川地区の中心部につきまして，災害に強い健全で良好な市街地形成のため，一体的な復興まちづくりを行っていく地区として，平成 23 年の 11 月

に被災市街地復興推進地域に指定してございます。このうち浸水区域については，災害危険区域として非居住地とすることから，従来からそこに住んでいた住民の方々につきましては，防災集団移転事業により町が土地を買い上げ，図面でいう青色で囲まれた高台，右の方から真ん中の方，左の方とございますが，そこに住宅団地や災害公営住宅を整備して，移転していただくということにしてございます。八幡川の東側の赤で囲まれた地区内につきましては，被災市街地復興土地区画整理事業を行い，町が集団移転事業により買収した土地及び従来の産業用地を整序化するとともに，被災した商業・産業施設の再生と併せて当地区に都市機能を集積し，コンパクトで魅力あふれる市街地を形成して参ります。商業・工業系の復興につきましては，区画整理事業の換地により事業用地を生み出し，そこで事業の再建を図っていただき，八幡川の西側の緑の点線で囲まれた地区内の事業者につきましては，区画整理事業地内の町有地との土地交換により，事業を再建していただくこととなります。

次に，議案書の７ページと，併せまして参考資料の２ページをお開き願います。公共施設の整備計画となります。図面を見ていただきたいと思いますが，従来の幹線道路についてでございますけれども，図面の左上から中心部に向かう茶色の点線が国道の 398 号，図面の左の下から右の上に向かう茶色の点線が既存の国道 45 号でございました。いずれも右左折の交差点があり，狭隘な部分もあるなど，幹線道路としては利便性が悪いところもございました。整備後の道路は茶色の実線となり，それぞれ緩やかなカーブとすることで右左折をなくし，また幅員も十分に確保するなど幹線道路としての利便性を向上させております。

次に津波への対応ですが，南側の漁港に面して，紫色の部分にT.P.=+8.7 ｍの防潮堤を県の方で整備していきます。河川につきましては，施行地区の西側に二級河川八幡川，東側には二級河川新井田川が流れておりますが，両河川とも県の施行により防潮堤と同じ高さにすりつくように堤防を整備して参ります。特に，新井田川につきましては，従前は水色の点線で示しているラインを流れておりましたが，ちょうど従前の国道 45 号の位置と入れ替わるように付け替えを行います。こうすることによりまして，市街地が河川で分断されず，一体的なまちづくりが可能となります。

次に参考資料の３ページの図を御覧いただきたいと思います。市街地の土地利用のイメージとなります。赤の色は，「中心商業・業務エリア」となり，震災前からの個人店舗を中心とした小規模施設を立地し，商店街を形成します。赤色の左下の緑色の部分には，「イベント広場」をおいて，集客イベント等の場所といたします。ピンク色の部分は「沿道施設エリア」となり，国道 45 号等の幹線道路沿いにスーパーやドラッグストア等の比較的規模の大きな施設を配置して参ります。オレンジ色の部分は「観光・交流拠点」となり，道の駅等の交流拠点となる施設を整備していきます。青の部分は「水産関連エリア」となり，志津川漁港の背後に位置し，水産加工工場などの水産関連施設を整備します。黄色の部分は「流通・工業エリア」となり，「物流倉庫」や「生産工場」等の誘致を図って参ります。緑の部分につきましては「自然的土地利用エリア」となり，農業利用を図っていくエリアとなります。

次に，参考資料の４ページを御覧ください。今回の土地区画整理事業の事業計画変更に係る主な変更点をまとめております。左側の図が，当初決定時の土地利用図，右が変更後の土地利用図となります。主な変更点ですが，①の部分については，変更前は集団移転先の住宅団地の整備に

係る防災調整池をこの位置に整備しようということにしておりましたが，新井田川の河川管理者である県との協議の結果，調整池の設置は不要となったことから，流通・工業エリアに変更したものであります。⑤につきましては，地権者等への換地希望等の意向確認の結果，「中心商業・業務エリア」の希望が多かったことから面積を拡大し，また⑨で「イベント広場」を設置することとなったことから，②の「流通・工業エリア」を縮小，④の「自然的土地利用エリア」の縮小を行ってございます。このような変更の結果，土地利用フレームは下の表となり，「公共用地」は当初決定 25.6haだったものが，変更後 26.3haに増加し，「宅地」につきましては，当初決定 34.5haだったものが，変更後 33.7haに減少しております。なお，合計が当初決定 60.1haから変更後 60.0haに減少しておりますが，これは施行区域界の現地立会いの結果，施行区域を縮小したものであります。

次に，議案書の９ページを御覧ください。一番上の「減歩率計算表」でございますが，公共用地が増加したことにより，一番右の数字，減歩率が 20.11 %から 22.09 %に増えております。しかし，真ん中の表に「（５）減価補償金」の説明がありますが，公共用地が増えた分，減価補償金も約 3.7 億円から 5.9 億円に増額となり，その分を全て先行用地買収することとしておりますので，その分を加味した減歩率は，減歩率の表に戻っていただきますと，四角のカッコで囲まれました 16.67 %のままで変わりがない状態となります。

次に，議案書の 13 ページをお開き願います。「第５　資金計画書」ですが，総事業費は 74.3 億円から 76.9 億円に増加しましたが，公共施設用地の増加に伴って，公共施設管理者負担金収入が約 4.1 億円の増額となっていることから，資金計画には問題ないといえると思っております。

事業概要の説明につきましては，以上でございます。

○森杉会長　はい，ありがとうございました。それでは，この段階でいったん御質問を受けたいと思います。

よろしゅうございますか。はい，どうぞ。

○伊藤（直）委員　議案書別冊の方の６ページです。６ページに「ロ　人口及び土地利用状況」の下に，整理前の表というのがあります。この中で,今回変更なんですが，宅地が従前は 11.0 が今回 24.1 になり，公共用地が 19.4 が 5.5 になったと。これ非常に大きく開いているんですが，この原因というのは何なのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　防災集団移転促進事業で町が土地を買い上げておりますので,宅地が 24.1haから 11.0 に減っておりまして，これは民地を町が買い上げておりますので，その土地がすべて公共用地の方に振り替わっているということで，町の土地に変わっているということで，普通は変えないで出発するのですが，こちらの分については，従前地を買い上げた時点で公共用地に切り替えているということで，今回の変更の時点で買い上げた分だけを変更させてもらっているものです。

○伊藤（直）委員　ありがとうございました。よくわかりました。

○森杉会長　ちょっともう一つ質問ですが，今回の事業計画の変更点というのはどの点にあるのですか。

○事務局（尾形都市計画課長）　今概要で御説明しましたが，今の整理前の土地の状況も防集で買い上げた部分を変えてございますが，一番大きいのは参考資料の４ページに御説明したとおり，施行後の土地利用計画が変わってきたというところが大きいところでございます。色合いをですね右と左で見ていただきますとよくわかると思いますが，例えば左側の絵の緑のエリアがございました。そこがですね，398 号の部分に接するあたりのですね，緑の部分が黄色に変わっておったり，赤い部分がですね，昔は前は少なめでセットしておったのですが，その部分が個人商店街の再建を望まれる方が増えてきたということもありまして，そこを変更していくとか，後は昔の新井田川と 45 号の間に含めた黄色い土地の部分が結構大きめにとらせていただいていたんですが，赤の部分が増えてきたことによって，改めて誘致する企業の面積をちょっと減らしてきた，というようなところで，土地利用計画を変えてきたというところが大きな変更となります。

○森杉会長　関連して意見書が出ているというのはわかりますけれども，他に今回の変更に関して，住民の方々とか，町の方にはどのような意見というか世論というか，住民の方々の感想というようなものはありますか。

○事務局（尾形都市計画課長）　今回意見書が１通だけ出ておりまして，後でもう一度意見書の要旨の方で具体的にまたお話しすることがあるのですけれども，南三陸町は丁寧に説明しながらやっております。今回の土地利用計画の変更につきましても，住民の方々にアンケートをして，例えば赤い色が増えてきたというのは，自力再建する方が増えてきたということで，ここで商店をもう一回再建したいという人が増えてきたというのにならって土地利用計画を変更するなど，あるいは後でお話ししますが，先ほどもちょっと言いましたけれど，震災復興祈念公園から外れてしまった方々についても，昔は商店街だったんですね。ですので，その人たちは区画整理から外れた土地で嵩上げされない土地で何もできないところの人達の土地については，新たに区画整理の中の土地，先ほど言った町が買った町有地がございますので，そこの土地を交換してですね，新たに区画整理の中に入ってきていただいて，事業を再開していただこうとかですね，そういう説明会を何回も繰り返しやっています。その中で皆様の御意見を聴きながら，今回ですね，変更に至ったということです。

○森杉会長　わかりました。よろしいですか，御質問。それでは。
　どうぞ。

○阿留多伎委員　この土地区画整理事業について初めて見たので，いくつか初歩的な質問をさせていただきたいと思います。一つは，運動が近隣公園に変わりますけども，このために機能的には位置づけが変わります。どうして運動公園を近隣公園にしたのか。それからイベント広場の位置

なのですけれども，割とこういうイベントをする場合にはですね，観光交流と繋げてというようなイベントが多いような気がするのですけれども，観光交流施設と全然違うところにイベント広場を置く理由ですね。それから地権者の方々はここで商売をしたいと，商店街を復活させたいということだそうですけれども，それぞれの方々が望んでいるような土地の大きさとか形状というのがこの赤いところでちょうどいいのかどうか，というところですね。どのぐらいの規模をきかれているのか，ひとまずその３つの計画の話。それから換地の話で一つ聴きたいことがありますがそれは後で聞きます。

○事務局（尾形都市計画課長）　すみません。公園の方は今ちょっと調べさせて下さい。申し訳ございません。２つ目のイベント広場なんですけれども，町の方では黄色の観光交流ゾーンと緑のイベント広場の間に細い道路が繋がっていると思うんですけれども，そちらの方ですね，「しおさい通り」という名前をつけましてですね町のグランドデザインを作ってございます。観光交流拠点とイベント広場を結ぶそのラインを一つの賑わい通りとして開発したいということで，ちょっと離れておるんですが，そのような絵で考えているというふうに伺ってございます。

３つ目はですね，区画整理に入って来られる方々の意見と需要と供給の問題ですけれでも，これについては先ほどもお話したんですが，水産業とか赤い部分とかそういう部分については，それぞれの再建される方々の御意見をいただきながら，どの土地にどれくらい欲しいという話を聞いた上で張り付けさせていただいていると聴いてございます。

公園についてですが，以前はこの図面でいう志津川湾の左側の方に近隣公園がございました。ここは昔の市街地が，下の八幡川の河口の付近に市街地がございましたので，その近隣公園と位置づけておりましたが，今回この図面でいう左上の方にですね運動公園というのを整備することになります。そちらの方ですね，近隣住民の住宅団地も上の方に変わってまいりますので，そちらの方に位置づけてですね，近隣住民のための公園として整備していくというふうに伺ってございます。

○阿留多伎委員　運動機能を持たせた公園ではなくなるということですね。計画の位置づけが変わったということでよろしいでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　もともとあった河口の公園も運動施設を持ってございまして，今回整備しようとする運動公園も運動施設を持った公園として野球場や陸上競技場を整備するような形で考えているところです。

○阿留多伎委員　計画そのものを変えるのではなくて，都市計画の中の，都市計画というよりは区画整理事業の中での公園の呼び方を近隣公園と変えますということだけですね。設計が変わるわけではないんですね。

○事務局（尾形都市計画課長）　ここは松原公園といっていたのですけれども，もともと現位置で復旧することが不可能だということで，当初公園は場所替えの災害復旧することはできないとい

うことだったのですが，平成 25 年末ぐらいに，現位置で復旧が不可能であれば公園についても場所替えの復旧がいいですよということになりまして，今回の運動公園のエリアに持って行きまして，こちらで改めて復旧施設として整備していく，というふうに伺っております。

○阿留多伎委員　わかりました。あとですね，もうちょっとよろしいですか。下水道なんですけれども，汚水に関しては施設ごとに個別処理ということになっていますけれど，土地区画整理事業をせっかくやるのに，どうして下水道を公共下水道にしないで個別処理のままにしておくのかなということがちょっと疑問なんですがどうでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　町の方針でそうしているというふうには伺っておりますが，ええ。

○阿留多伎委員　志津川は公共下水を持っていないということですね。他のところも。上の団地の方もこれからも各戸処理ということなんでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）はい，新しい団地の方についても，そういう形でというふうに伺ってございます。

○阿留多伎委員　もう２，３点教えてください。自然系のところで農業ということですが，これについては，もともと農業をやってらっしゃる方をこちらに換地するということですか。それとも一度買い取った土地を再譲渡みたいな形なんでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　これは区画整理地内になってますので，エリアの中には農地もございましたので，その農地を換地で集約してそこに集めるという形になっております。

○阿留多伎委員　はい，わかりました。あと一つだけ教えてください。今回の土地利用で，町が直接譲渡をするような，公募して譲渡をするような土地の部分というのは，どのあたりでどのくらいの規模になりますでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　後で意見書の要旨のところで御説明しようと思っておったのですが，参考資料の５ページの方にございまして，最初からいろいろお話差し上げておりましたが，右側の図面を見ますとですね，赤い区画整理のエリアの中を防集の元地ということで，町が全て防集事業で買い取ってございます。そこを西側のエリアの人たちの事業用地として交換するということで考えてございますので，そこの土地の余裕地について事業展開していく，というふうに伺ってございます。

　赤いエリアの中心商業業務エリアの中にはですね，町有地としては，今 0.6haほどお持ちだということです。

○阿留多伎委員　それ以外の青いところとか黄色いところは。

○事務局（尾形都市計画課長）　中心商業エリアに全体面積 7.4haほどあるんですけども，そのうちの今残っているのが 0.6haで，先ほどから言っている八幡川の右岸がですね，公園の残地の土地から入ってくる方々のために持ってまして，最終的に決まってませんけども，だいたいこの辺でよろしいですよねということで，皆さんに当てはめようとしている土地が 6.4haほどございます。

○阿留多伎委員　私の質問はですね，最終的に公募をして売る土地がどのぐらいでどの場所なのかということなんですが。逆にいうと地権者の方々とかですね，交換や何かで実際使う方が決まっている土地がここだとなれば，残りは売ることになりますよね。それがどこにどれくらいあるかということで，そんな難しいことを聞いているつもりではなかったのですが申し訳ありません。

○森杉会長　全く決まっていないと思うんですよ。まだ決まっていない状況なんです。

○阿留多伎委員　ただあのですね，今回保留地ゼロですから。保留地とってないですよね今回。だから町有地として残ってしまうところがどのくらいなのかというのは，現段階である程度想定はできると思うんですね。

○森杉会長　決まっていないんですよ，まだ。

○阿留多伎委員　数字的にはいけますね。少なくとも町有地は何ヘクタール買いますよ，その中で，なんぼは集団の方々に回しますよ，なんぼかは町の方で使いますよとかですね，あると思うのですが，例えば交流施設用地とかね，それから産業用地についてはもともと地主さんの換地になるのは何ぼですかというのは，ある程度想定はできると思うんですよ。いかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　あのちょっと全体像まではということですけども，基本的には町有地で持っている土地につきましては，町有地以外の土地については基本的に換地してまいりますけども，それ以外の町有地についてはですね，利用者のニーズをまず聞いた上でですね，全て基本的にはめ込みたいというふうに考えております。その上で残った土地についてはですね，リースとかいう話も出てくると思いますけれども，今の段階でどの程度の面積ですかというのはちょっとまだつかめてございません。

○阿留多伎委員　逆に民有地ですね，産業用地というのは防集で買えないと思うので，換地という形になっていると思いますが，現在のところは民有地は何ヘクタールぐらい従前地があって，換地として何ヘクタールぐらいを想定しているという数字はありますか。

○事務局（尾形都市計画課長）　議案書の８ページをちょっと見ていただきますと，最終的なお答えにならないと思いますけども，土地の種目別施行前後対照表というのがあるのですが，そちら

の下の方の宅地もそうですけども，上の方の公共用地につきましては，合計が施行前は 16.8ha に対して，施行後が 26.3 ぐらいに変わるということで，宅地の方は従前地が合計で行くと 43ha が 33.7haぐらいに変わっていくのですが，その土地が民有地としてどういうふうに分けられているのかというのは，ちょっと合計でしかなくてですね，具体的にちょっとお話できないので申し訳ございません。

○阿留多伎委員　この表を見ると，民有地が 23.8 で，公有地が 19.3 で，これが換地されますということですね。この 19.3 の中から，右岸の方々への提供とか，そういうものが引かれていきます，ということになるわけですね。はい，わかりました。

○森杉会長　よろしゅうございますか。それでは，今までは事業の概要についての御説明と御質疑です。次に，意見書の要旨につきまして御説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい，それでは議案第 2324 号「志津川都市計画志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきまして御説明いたします。議案書の 23 ページ及び参考資料の１ページをお開き願います。意見書の提出状況ですが，意見書は先ほど御説明しました土地区画整理事業の変更計画案の縦覧の際に提出されたものであります。縦覧期間は，平成 27 年の５月７日から５月 20 日までの２週間，意見書の提出期間は平成 27 年の５月７日から６月３日までの４週間でありまして，意見書は６月２日付けの消印で南三陸町役場に郵送で提出されたものであります。意見書の提出者は，参考資料の図面のピンク色の場所で事業を営む者でありまして，土地区画整理事業の地区内の地権者ではありませんが，本事業による影響を否定できないことから利害関係者に当たると判断し，当審議会に付議されたものです。

次に，議案書 24 ページをお開き願います。意見書のコピーになります。文書内の丸数字及び下線については，審議しやすいように事務局の方で論点ごとに番号を振っているものであります。議案書の 25 ページをお開き願います。先ほどの意見書に記載しておりました丸数字の番号ごとに，「意見の要旨」，「事実確認の結果」，「事務局の見解」を表にまとめております。以下，表に従って御説明いたします。

意見書の要旨の①については，八幡川の西側の右岸地域は，復興祈念公園として整備すると説明されてきましたが，規模が縮小され，意見書提出者の土地が買収されないこととなった。この地区では復興まちづくりも行われないため，土地の価値が下がるので，受忍できない，というものであります。

要旨の②は，現在，八幡川の東側の左岸の地区で行われている区画整理の区域を右岸まで拡大し，両方の土地所有者が，復興のまちづくりにおいて公平に扱われるようにすべきだ，というものであります。

①の意見についてですが，参考資料１と併せて御説明いたします。「事実確認の結果」についてですが，町は黒の線で囲まれた志津川地区の中心部を被災市街地復興推進地域に指定し，一体となって復興まちづくりを進めてまいりました。住居系につきましては，防災集団移転促進事業

により土地を買い上げ，青で囲まれた高台の地区に住宅団地を造成し移転していただき，商業・工業系に関しては，八幡川の東側の赤で囲まれた地区内において，土地区画整理事業により市街地を形成し，事業用地を生み出し，事業の再建を図っていくこととしました。八幡川の西側の緑の点線で囲まれた地区内の事業者は，復興祈念公園等の整備により，土地を買い上げることになるので，八幡川東側などに新たな土地を取得し，事業を再建していただくというものでした。しかし，復興祈念公園の計画につきましては，当初緑の点線のエリアでの計画でしたが，協議の結果，最終的に公園の規模を約 6.1haとし，緑色の塗りつぶしの部分に整備することとなりました。意見書提出者の土地は，図面のピンクの丸の位置にあって，公園の予定地からはずれており，このことが，意見書の中の「放置された」という趣旨なのかと考えております。

この問題に係る町の対応についてですが，参考資料の５ページをお開き願います。町では，震災復興祈念公園の規模が固まったことで，復興事業が実施されないことになった八幡川西側の土地の利活用が課題となりました。そこで町は，「２　方針」のとおり，防災集団移転促進事業により町が買い上げた区画整理地内の土地と交換することで，八幡川西側の土地所有者の土地利用を支援するとともに，志津川地区の市街地形成を図っていくこととしました。この方針については，「３　経過」にあるとおり，今年２月に住民説明会を実施し，八幡川西側の地権者に説明するとともに，交換に応じるかについて意向を確認するため，アンケート調査や個別面談による意向調査を行ってまいりました。その結果が，「６　意向調査結果」の表になります。調査の対象は，当区域内の全 247 筆とし，124 筆分，約 86 ％の回答を得られました。アンケートの設問では，交換の先地として，区画整理事業以外の土地も対象としましたが，結果としましては，志津川の市街地以外の土地と交換を希望される方が 26.0 ％，区画整理地内の土地と交換を希望される方が 65.4 ％，復興祈念公園に隣接する地区において構想されているバイオマスエリアの土地を希望する方が 4.2 ％，合計約 95 ％の地権者の方が交換に応じるというものでございました。町では，これらの意向を踏まえまして，土地交換制度を定めまして，８月６日及び８日に住民に対し説明会を行っております。土地交換に当たりましては，「８　町の支援」にあるとおり，移転費用に対する補助制度も創設するなど，八幡川西側の事業者との支援にあまり差が生じないよう配慮しているところですが，説明会に参加した意見書提出者については完全に不満が解消されたわけではない，とも伺っております。

議案書の 25 ページにお戻りください。「事務局の見解」でございますが，本意見の趣旨は，土地区画整理事業の区域外にある八幡川の西側の土地所有者に対し，町がどのように復興を支援していくか，という問題であり，本審議会の議案に係る土地区画整理事業の事業計画に対する意見ではないと判断いたします。なお，町は八幡川西側の土地所有者に対し，土地交換による復興支援策を示すなど対応策も確認できるものの，今後とも丁寧に合意形成を図りながら進めていくことが望ましいと考えております。

次に，②の区画整理区域を八幡川西側へ拡大すべきという意見についてであります。「事実確認の結果」についてですが，本区画整理事業の区域につきましては，平成 24 年９月に都市計画決定により定めたものであります。したがって，「事務局の見解」にあるとおり，区画整理事業の施行区域については，都市計画決定事項であることから，土地区画整理法に基づき，当意見については審議の対象とすべきではないと考えております。なお，①での事実確認であったとおり，

町は八幡川西側の土地所有者に対して新たな復興支援策を提案しているところでもあり，今後とも住民と合意形成を図りながら進めていくべきと考えております。
以上，議案第 2319 号に関する御説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉会長　はい，ありがとうございました。それでは，この意見を採択すべきか，採択すべきでないかをお諮かりいたします。事務局としては，形式的には採択する対象ではないということなんですけれども，しかし対応策として，県が考えておられる，この土地交換の方針を今後も行っていくべきではないか，こんなふうに思っている，というふうな原案がある次第です。
それでは御意見を伺います。よろしくお願いします。どうぞ。

○阿留多伎委員　あの参考資料の方というんですかね，５ページのところに意向調査の結果の数字がありますが，この方は回答枝でいくと④の「協力できない」という方の１人ということになるんでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　現在のところは，「協力できない」というところに入ると思います。

○森杉会長　わかんないですけどね。実際はわかんないですけどね。この人は意見書が出て，他の人は出てないもんですからね。他の人は今のところないですから。しかし，この意見書出した人全員も含めてこういう状況だと。こういうことなんですよね。

○阿留多伎委員　理由は，この場所で今後も御商売をしたい，ということでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　今回意見書を出した方につきましては，元々の位置で洗車場をやっておったんです。ですので，車が通る市街地でですね，動きたいという御希望がありまして，ただあの町の方との話し合いで場所の問題があってですね，自分の希望する場所と，町が今どうですかといっている話とが，まだかみ合っていないという部分もあるということです。

○森杉会長　どうぞ。

○阿留多伎委員　もう２，３お願いします。あとですね，右岸のところについては，これは防災集団移転がかかってないですよね。

○森杉会長　もちろんかかってますよ。かかってます。

○阿留多伎委員　失礼しました。かかってるわけですね。かかってました。すいません。今の質問取り下げます。であればですね，なおさらなんですけども，震災復興祈念公園を縮小した段階で残りの土地をどうするかというのは同時に考えるべきものではないかと思うのですが，どうして

震災復興祈念公園だけ先に考えてしまったのか。あるいは，都市計画決定されるときに，実は土地利用の大体のイメージはありますよということで，一応説明はされているのか教えていただきたいと思います。

○事務局（尾形都市計画課長）　当初のエリアはかかっておりましたが，この方は事業地ですので対象地にならないということで，震災公園の買収を期待していたというのが現状です。先ほどから震災復興祈念公園が縮小をするにあたって，土地利用を定めるべきであろうという話は再三にわたっていただいておるのですが，町としては，最後までやっぱりここは公園にしたいという思いがずっとございまして，そうじゃなければということ，考えてなかったといえばそうかもしれませんけれども，全てを公園にするしかないということで進んでおりましたので，それが外れてしまってですね，今新たにどうしたらいいのかということを考えた中で，区画整理の方の土地の方へですね，移転していただくということで，今お話してるんだというふうに思っております。

○阿留多伎委員　非常によくわからないんですけれども，復興庁の方で面積を絞るというふうになったときに，じゃあ残りどうするのかというのは同時に復興庁と協議をするべきなのかなあと思うんですね。もしもその縮小するというのであれば，復興庁は復興庁なりにですね，ここはこういう風に使ったらいいんじゃないのとかっていってやってしかるべきだと思うのですが，そういう提案がないままに予算がないから後は地元で考えろというのは，すごく乱暴なですね，復興に対する復興庁の指導のように僕には思えてしまうんですが，復興庁とどういう議論をされてたのか，復興庁がいうところはこうだからしょうがないなといって，引き下がっちゃってたのかどうかですね。

○事務局（尾形都市計画課長）　跡地の利用としての公園の適正な規模というのがあったと思われます。ここ 20 数haございまして，将来の維持管理計画上，本当にそれが必要とする適正な公園面積になるんですかというような話があったのか，という話は聞いてございますが，最終的に復興庁さんと南三陸町さんがどういう話の中で規模を縮小してきたかについては，ちょっと聞いてございません。ただあの南三陸町では，先ほどの説明のとおりですね，あくまでもこのエリアの方々の土地については買い上げたい，区画整理なり，あるいは，入谷とかですね，先ほどの説明の中で，市街地以外のエリアという部分に該当されていた方もおると思うんですけど，ここ以外においても，例えば別なところにですね，移って行きたいという方についても交換するという話を皆さんにしておりますので，基本的には，全てここの部分については，町有地に変えるという方向で今動いているものと考えております。

○阿留多伎委員　意見書の方に限らずですね，事業地を持ってらっしゃる方は，公園として買ってもらえると思っていたものが，買ってもらえなくなったということですから，かなりの不利益感というものがあると思うんですね。まして，隣で土地区画整理事業をやって，ここは事業も何もしないのかもしれない，将来的に震災復興のときに町が説明していたものと全然違う町になっていくように思われてしまうんだろうと思います。なので，公園を小さくするときには，この土地

は区画整理をしますとか，町の方では買うといいますか，ここは非居住だから実際は買えない訳ですよね。だから交換という話なのだと思いますけれども。それにしても地権者の方々にとってはですね，非常に大変な，それから南三陸の町の方はですね，交換分与をすればここのところはどんどん町有地となっていってしまいますよね。今度は町をどういうふうに使うつもりなのかですね。そこの町有地としての使い方のイメージも含めて，この緑のエリアの将来像も考えて公園を計画しないとですね，畑にもならないような荒地の中に祈念公園ができちゃっているみたいになりかねないという気がするんですが，その辺もまだ決まってないということなんですか。

○事務局（尾形都市計画課長）　具体的にですね，どういう形というのはあるのですが，町の方の資料を見ますとですね，ここにもちょっと書いてあるんですが，下の方の青く塗っている丸の部分，ここについてはバイオマスのですね，産業土地構想エリアということで，そういう土地の利用形態として考えて行きたいというふうには示してございます。ただ他のところはですね，今のところ自然環境との共生エリアを作っていくということの，ちょっとばくっとしたような表現しかなくてですね，委員おっしゃられたとおり，具体的にどういうふうに土地を利用していくんだというところまでですね，明確にはまだ示されていない状態にあります。

○阿留多伎委員　この意見書に対しては，事務局の見解で非常にオーソドックスだと思うんですけども，公園から外れたところに対するケアとして，町有地と交換するというメニューだけではなくて，もう少し別なメニューも考えられないか。あるいは地権者の方々で考えてもらうとかね。希望を聞くとか。もう少しプラスアルファな対応を。前，公園で買うと言っちゃってるので，もう少し違う対応も作っていただいた方がいいのかな，という気はします。

○佐々木委員　はい関連で。

○森杉会長　どうぞ。

○佐々木委員　関連なのですけど，基本的にこのイメージ図が出てきたときに，都市計画上のいわゆる用途かなと思ったのですが，これは都市計画上の用途ではなくて，区画整理の中の土地利用計画だけなんですね。そうなった場合に，今の話と関連はしてくるんですが，この三角地帯，震災復興祈念公園を真ん中にして，今１ページの図面を見ているんですが，この白抜きにされている部分の都市計画上の用途というのは，ここには何もあてはまってこないのですか。その辺の確認をちょっとしたかったのであります。

○事務局（尾形都市計画課長）　議案書の 16 ページをお開きいただきたいと思います。もともとの志津川の都市計画上の用途についてはそのページのとおりなんですが，この中でですね，ＪＲから西側の部分だけについては，用途廃止をした状態になってございますが，西側のところにありますが，落としておりますが，この緑の二つと間に挟まれた黄色の部分については，一部エリアを変更してございますが，残っているような状況にあります。

○佐々木委員　はい。

○森杉会長　どうぞ。

○佐々木委員　16 ページを見た限りでは，近隣商業地区。これは本来都市計画の基本であって，この用途指定の変更は出てこないのですか。まず。志津川から。

○事務局（尾形都市計画課長）　今のところは変更はしてございませんが，将来的には当然用途の変更は出てくるものと考えております。

○佐々木委員　これが本来基本であって，この上に面的な区画整理事業が入ってきて土地利用が決まっていくという流れなんだろうと思うのですが，そうするとちょっと懸念されるのは，今回は復興庁予算も含めてそういう事業があるんでしょうけれども，本来であれば都市計画の事業が割り当てられる。そうすると予算的なものも都市計画予算が配分されるというのが本来の流れだと思うんですね。そういうことを考え合わせますと，この部分の，要するに区画整理から除いた部分ですが，そういう計画が一切入ってこないで終わってしまう，という流れができてしまうんではないかなという思いしました。実際にこの地権者の人は，土地の交換も含めて町の方がそういう面倒を見ようという話であればいいんですが，将来的にもこの土地が交換して町が持ったとしても，その有効な土地にはなりえないと，いうような方向にあるんではないのかなと，そんな懸念をしたもんでありますから，ちょっとその確認だけさせていただきたいと思います。

○事務局（尾形都市計画課長）　はい，確かに 16 ページの元々の用途も含めますと，志津川の町というのはこういう形でできていたのかなというふうに思います。ただ南三陸町ではですね，16 ページで囲まれた赤の部分についてですね，まちづくりを進めて行きたいということで考えてございまして，用途の考え方につきましても，町の判断ということになりますので，現在におきましては南三陸町の計画方針を見て行きたいなというふうに思っております。

○内海委員　この土地といいますか，この箇所についてはよく分かっているところで，南三陸町からも何回も相談があったりして，何とかこう復興公園をですね，町が申請しているとおり認めてくれないかというようなこともあったりしていたのですけれども，その後復興庁との関係でこういうふうになってしまったので，これは何ともやむを得ないという時から，この問題が実は始まっておりまして，このままやっていきますとですね，ここは嵩上げも制度的にできなくて，ここが窪地みたいになるのですね。これが一番の問題でございまして，今後南三陸町がですね，どういう手法でこの土地を，交換しても，何しても，買収しても，町有地になる訳ですね。それの利用計画がどういうふうになるのかね，そのまちづくりの方向が定まらないので私も実は困っているのですが，それらについては，今日までのどうも話では，具体的なお話ができないようなので，それが心配です。ただ，意見書の内容についてはですね，事務局の見解のとおりで私は良いと思

いますが，なお，せっかく，この都市計画審議会でこの意見書をですね，取り扱うことにしたので，町当局に，今回の議論がね，その伝わって，地権者が納得できる方向で行けるようにですね，ぜひそうした取り扱いを私の方からも，していただきたいということを，議長さん，会長さんに取り扱いについてお願いしておきたいと思います。以上です。

○森杉会長　どうぞ。

○伊藤（直）委員　はい。あの，私もこの事務局見解で当審議会の扱い方としては個人的には賛成というふうなことです。やはり地元の方々の不安を解消していくというためには，これまで，地元は非常に大変で苦労してきているのを，私どもも実際目にしてきておりますし，大変だなと思いますが，やはり，ここはいわゆる非可住地になる訳ですから，都市的な土地利用をですねどういうふうな方向を将来持つのか，いわゆる，ここの町の整序方針というようなものを，やはり町として明確に地元の方々にお示しするというか，地元の方々と良く話し合いを重ねながら，町の姿としての将来の整序方針をここに落としていくべきかなと。ですから，その辺は，やはり住民の方々も被災して非常に困っているのでしょうから，親切丁寧に，時間はかかると思いますが，根気よくですね，お話し合いをするということも大事ではないかなというふうに思います。

○森杉議長　小野田先生，どうぞ。ちょっとお考えのようですから。悩んでおられる。

○小野田委員　考えはないです。今，阿留多伎委員，伊藤委員がおっしゃった，あと，佐々木委員が，内海委員が説明されたように，非常に難しいところだと思います。それで，私，なんとなくこう，難しいところの片付け役で呼ばれることが多いので，先週も副町長に呼ばれたのですけれども，まあ今事務局が説明しているように，割と南三陸はちゃんとしているので，支援をしてあげながら，こう推移を見守るということしかないんじゃないかなと思います。で，伊藤委員がおっしゃるとおりなんですが，ただ非常に大量の事業をこう，こなさなければならなくてそれどころでは，と思うのですけれども，かつ，復興庁との協議というのは読めないので，正面突破で行けると思ったところが，実はかなり縮小，まあ政治力を使って正面突破しようとしていたわけですけれども，かなり縮小されてしまって，じゃあ次の手をどう使っていこうか，今考えているところなので，ちょっと時間がかかると思いますね。それで，まあ復興庁が一回判断して，何というかな，ランニングコストがかかるものを，イニシャルだけでなくてランニングコストがかかり続けるものを，そう簡単に認めるとは思わないので，多分このままだと思うのですよね。当面は。だから，やり方を少し，次の戦略を，我々も考えなければいけなくて，まあ何というんでしょう，遡行管理というか，とりあえず置いておくと。で，将来何かに使えるように，今，復興交付金を全部ここに載せられるかというと，中々難しいので，本当に大事なところを絞り込んで，そこはしっかり載せてもらうけれども，それ以外については 10 年先に使い方を考えるというふうな戦略を少し持たないと，正面突破だけではぼろぼろになるような気がしますけれどもね。

ちょっと別件というか，南三陸が今問題になっているのは，人口減少率がまあ 20 %近いので，その割に防集を，巨大な防集を，３箇所，高台とこう，巨大な，八幡川と新井田川の間だけでも

相当大きな宅地を，区画整理をかけているので，そこに本当に戻ってくる，来させられるのかという，そこが非常に難しいところで，まあ，相当縮小をかけなくてはいけない，ダウンサイジングをかけなくてはいけないということに，多分こうなってくると思いますね。だから，その時の，まあ復興交付金を出すためにこの計画を作ったのですけれど，その次の計画を作っていくのに，県が相当ちゃんとバックアップしてあげないと，多分ここだけではもたない，まあよく分かっていると思いますけどね。先ほどのイベント広場の話は，ここに橋を架けて，八幡川の河口のところにある右岸の公園と一緒にして，そこに観光客を呼ぼうとしている，これもかなりあざとい計画ですけれども，これ実際，震災復興祈念公園で，防災庁舎があって，人が来るところと離れちゃっているので，もう少しコンパクトにした方が良いのかなと。筋悪いのかなと思ったりもしているんですけれども，そこら辺の指導も含めて，ちょっとダウンサイジングを考えながら，とりあえず今動いているから都決は無理だと思いますけれども。

難しい表現になりますけれども，ここ人口減少が著しいのは，女川と山元と南三陸ですよね。そこはもう 20 %超えてて，次は気仙沼ですけれども，気仙沼は 10 %を切る，８%か。８%位だから，まあそれも大変ですけれども，この 20 %台の３つは結構大変で，まあ女川が自分でも考えていますよね。もう駅とあそこだけでいいと。頑張れば良くて，残りは全部は縮小していって良い,女川は結構戦略を考えています。山元町も割と平野の区画整理だから,あの処理というかコントロールはそれなりにできるし，もう宮城病院のところを切り始めているので，それも戦略が読めるのですけれども，南三陸は撤退もすごく考えにくい。分散してるので地形も複雑なので，ここはちょっと県の重点エリアとして指導してあげた方が良いように思いますけれども，その辺りのお考えが何かあるのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）　南三陸町につきましてはですね，何回か住宅団地の縮小も図ってきて，入ってくる団地の規模等については見直しをきているものとは思っています。ただ，今委員からお話のあったとおり，区画整理のエリアだけで本当に良いのかとか，今の配置で良いのかとか，多々あると思いますので，それにつきましては，県から課長職も行っておりますけど，我々都市計画課としてもですね，まちづくり推進室と一緒になってですね，もうちょっと力を入れて見させていただきたいなというふうに思っております。あの具体的にいろいろな打合せをさせてもらっているもののですね，やはりあの区画整理単体の話とは，また違う部分も出てくると思いますので，それらについては，具体的にあちらの要望なり考え方を聞いた上で，相談に乗らせていただければなというふうには思っております。

○小野田委員　内海委員も相当相談に乗られて来られていると思うんですけれども，どう考えたら良いのですかね。まあ今までは皆さんの御尽力で，復興庁と今までやって来られたのだと思うのですけど。この先はちょっと違うストーリーが必要かなと。

○内海委員　ここに来て，クリアしなければならない課題といのがいっぱいでてきましてですね，特に事業期間がどんどんと先送りされて，防災集団移転にしてももうこれじゃだめと。そうすると戻ってくる人がどんどん少なくなってくる。それが人口減少に拍車をかける。こういう状況な

ので，ある程度見直しは，過大な計画を推進しないで，見直ししていくところは必要だと思いますけども。先ほども窪地になるようなところ，やっぱりこういうところについては現行の制度じゃなかなか計画を練り直して新たな都市計画をやっていかなければですね，できないというようなこともあって，南三陸はそういうところを何箇所も抱えているのでやっぱり大変じゃないかなと思っております。ぜひ私たちも県の方にですね，支援をして何とか新たな戦略を立ててね，前に進めるように，時間がかかってもいいから。そう時間がかかっても示してもらえれば，住民はこれでいくと。この町をこういう方向にしていくというグランドデザイン，戦略を示すことが大切でないかというふうに思って，これからも私たちも支援していきたいなと思ってますけれども。それは先生のおっしゃるとおり，難しい状況であるというのが正直な話ですね。はい。

○森杉会長　どうぞ，御意見。都市計画審議会の実質的な議論を行っていると私は認識しておりますけれども。最も重要な課題だと思っております。議題と直接はちょっと違いますけども，最も重要な議論だろうと思います。

よろしゅうございますか。

先ほどの小野田先生と内海さんと阿留多伎さんの御意見にある程度代表されていると思いますが。佐々木さんのも含めて。難題が，復興局に対する難題が山積している。そういう課題が浮かび上がったことは非常に重要なことだと思います。先ほどお話がございましたように，皆様の御指導の下に，県の方でもサポート体制をよろしくお願いします。我々も協力したいというふうに思っております。

それではお諮りいたします。この御意見を採択すべきか，採択すべきでないかということについて，お諮りいたします。採択すべきでないとすることに御異議はございませんか。

（「なし」という声あり）

【議決】議案第 2324 号：意見書に係る意見を採択すべきでない。（賛成 16 名，反対０名）

４　その他

○森杉会長　附帯意見もないですね。御異議ないものと認め，採択すべきでないと決定いたします。では，ありがとうございました。以上で本日予定しておりました審議案件は全て終了しましたが，委員の皆様方から何かこの他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。事務局から何かございますか。

○事務局（尾形都市計画課長）　特にございません。

５　閉　会

○森杉会長　はい，それでは本日の会議を終了します。御協力ありがとうございました。御審議あ

りがとうございました。

○事務局（大内課長補佐）　それでは以上をもちまして，本日の会議を終了いたします。なお，次回は 10 月の下旬を予定しております。日程につきましては，後日改めまして御連絡申し上げます。本日はありがとうございました。

平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 3 時 45 分　閉会